

# 介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

## 通所型サービス運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンターが設置する農協共済中伊豆リハビリテーションセンターデイサービス伊東の丘きらめき（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の機能訓練指導員、看護職員、相談員及び介護職員（以下「職員」という。）が事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の職員は、生活機能が低下し、要介護状態となる恐れの高い状態にあると認められた高齢者や要支援状態の者に対し、運動器の機能向上のための運動指導を実施することにより、生活機能を改善させ、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようになることを目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 通所型サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行えるよう努めるものとする。

5 通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

### (事業の運営)

第3条 通所型サービスの提供にあたっては、事業所の職員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 農協共済中伊豆リハビリテーションセンター  
デイサービス伊東の丘きらめき

(2) 所在地 静岡県伊東市岡1349-3

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、通所型サービスの利用申込みに係る調整を行うとともに、通所介護計画に基づき利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

- (3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

- (4) 介護職員 2名以上

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な心身機能、活動、参加等の生活機能の維持・回復訓練を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

1日コースは月曜日から土曜日、半日コースは月曜日から金曜日までとする。  
ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間

午前8時25分から午後5時10分までとする。

- (3) サービス提供時間

1単位目 午前9時から午後4時5分までとする。

2単位目 午前9時から午後0時5分までとする。

3単位目 午後1時30分から午後4時35分までとする。

4単位目 午前9時30分から午前11時30分までとする。

#### (利用者の定員)

第7条 利用者の定員は、次のとおりとする。

- (1) 1単位目：35名

- (2) 2単位目：25名 3単位目：25名

- (3) 4単位目：15名（通所型サービスC；教室型）

#### (事業の内容及び利用料等)

第8条 通所型サービスの内容は以下の通りとする。

事業の内容は次のとおりとし、通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、伊東市が定める額とし、当事業所が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 通所型サービス（現行相当）

1) 個別介護予防サービス計画の作成

2) 心身機能、活動、参加等の生活機能の維持・回復訓練

3) アクティビティ

4) 健康チェック

5) 食事の提供

- 6) 入浴
- 7) 送迎
- (2) 通所型サービス（C型 ジム型、教室型）
  - 1) 個別介護予防サービス計画の作成
  - 2) 心身機能、活動、参加等の生活機能の維持・回復訓練
  - 3) 健康チェック
  - 4) 体力測定
  - 5) 実施評価
  - 6) 事後フォロー
  - 7) 送迎

2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う通所型サービスに要した送迎の費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道15キロメートル未満 300円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道15キロメートル以上 400円

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

#### （通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

伊東市（赤沢、八幡野、池、富戸の一部を除く。）

#### （サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、通所型サービスの利用に当たっては医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

#### （緊急時における対処方法）

第11条 職員は、通所型サービスの提供を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

5 事業所は、利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

### (非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

### (苦情解決)

第13条 事業所は、通所型サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した通所型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### (個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

### (虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、苦情解決体制を整備するとともに、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 成年後見制度の利用を支援する。

(2) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、通所型サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等障害者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

### (身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、通所型サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するもの

とする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### （衛生管理等）

第17条 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止を図るための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

#### （職場におけるハラスメントの防止）

第18条 事業所は、適切な通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### （業務継続計画の策定等）

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （その他運営についての重要事項）

第20条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

**(規程の改廃)**

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。なお、軽微な変更、第4条に定める職種、員数の変更及び第7条第2項に定める自動車を使用した場合の交通費の額の変更については、理事長がこれを行うことができるものとする。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成30年8月1日から施行する。

この規程の変更は、令和5年4月1日から施行する。

この規程の変更は、令和6年4月1日から施行する。

この規程の変更は、令和6年6月1日から施行する。

この規程の変更は、令和6年11月25日から施行する。